

6 浅農第312号
令和7年2月18日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浅川町長 江田 文男

市町村名 (市町村コード)	浅川町 (075043)
地域名 (地域内農業集落名)	大草 (大草)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月17日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢65歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、中山間地域で取り組める新たな作物として飼料作物等の栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:42人(うち50歳代以下4人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)0経営体

主な作物:水稻、飼料作物、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である水稻について有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、将来的にはスマート農業の導入の検討を進める。併せて中山間地域での新たな作物として飼料作物の団地化や加工・業務用野菜の効率的な生産に向けた水田の畑地化を進める。また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件税日を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	76.16 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	76.16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	50.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規認定就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規認定就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地(平地のみ)の大区画化・汎用化等のための基盤整備を関係団体と検討をする。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町やJA・民間団体と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため草刈り作業は事業体へ委託するとともに、それ以外の起耕・代掻き・田植え・刈り取りの作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

③農地中間管理機構を活用し農地集約化が出来たときにスマート農業化を検討する。

④飼料作物の栽培を進める。

⑥燃料・資材高騰の対応として一括購入等の発注方法を検討する。

⑦草刈りやほ場管理を一括請け負う業者を検討する。